

二本松市第二種免許取得等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転手不足が深刻化している乗合バス事業者及びタクシー事業者への就業機会の拡大及び人材の確保を促進するため、二本松市補助金等交付規則（平成17年二本松市規則第37号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において、二本松市第二種免許取得等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1項第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する大型第二種運転免許、中型第二種運転免許及び普通第二種運転免許をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送法第4条の規定により、一般旅客自動車運送事業の許可を受けている乗合バス事業者で、市内に本社又は営業所を有し、かつ、市内を走行する路線バスを運行している事業者

イ 道路運送法第4条の規定により、一般旅客自動車運送事業の許可を受けているタクシー事業者で、市内に本社又は営業所を有する事業者

- (2) 補助金の交付を受けた後においても事業を継続する意思があること。
- (3) 二本松市暴力団排除条例（平成24年二本松市条例第17号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (4) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 従業員（内定者を含む。以下同じ。）の第二種免許取得に係る経費を負担する事業
- (2) 既に第二種免許を保持している者を新たに雇用する場合に、その雇用する従業員に

対し、就職支度金（第二種運転免許を既に保持している者が入社した際に一時金として雇用する従業員に支給するものをいう。以下同じ。）を支給する事業（ただし、雇用開始日前１年以内に、市内に本社又は営業所を有する事業所で運転手として勤務していた者を除く。）

- 2 補助対象事業については、第二種免許取得日又は就職支度金支給日から３年以上継続して雇用される従業員を対象とすることを条件とする。
- 3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第１に掲げる経費とする。ただし、交付対象者が国、本市以外の地方公共団体その他の機関から同一の従業員に対して別に補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から除く。

（補助金の額等）

第５条 補助金の額は、補助対象事業に要した経費の合計額とし、別表第２に掲げる額を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に、１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、対象となる従業員１人につき１回に限るものとする。
- 4 補助対象事業の対象となった従業員が退職等し、他事業者において新たに従業員として雇用され補助対象事業の対象として要件を満たした場合であっても、補助の対象とはしないものとする。

（補助金の交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第二種免許取得等支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式。以下「申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の２月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第二種免許取得等支援事業費補助金計算書（第２号様式）
- (2) 同意書兼誓約書（第３号様式）
- (3) 一般旅客自動車運送事業を営んでいることの証明（写し）
- (4) 雇用契約書等の写し
- (5) 従業員の雇用保険被保険者証（写し）
- (6) 第二種免許取得者の運転免許証又は第二種免許を取得したことが分かる書類（写し）
- (7) 事業者が従業員の第二種免許取得等に係る経費を負担したことを確認できる書類（写し）
- (8) 前号の経費の内訳が確認できる書類（写し）
- (9) 補助金の振込先が確認できる書類（写し）

(10) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を差し引いて交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- 3 申請書兼実績報告書の提出をもって、規則第14条の補助事業等着手（完了）届及び規則第16条の補助事業等実績報告書の提出に代えるものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、第二種免許取得等支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の対象とすることが適当であると認めたときは、第二種免許取得等支援事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により補助金の交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）に通知し、適当でないと認めたときは、第二種免許取得等支援事業費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付請求は、第二種免許取得等支援事業費補助金交付請求書（第6号様式）により請求するものとする。

（会計帳簿等の整備）

第9条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 規則第19条第1項に定めるもののほか、市長は、補助対象者の従業員が交付の日から3年以内に退職等により、補助対象者の従業員ではなくなったときに、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の返還）

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときに返還を命じる額は、第二種免許取得日又は就職支度金支給日から退職日等までの期間の区分に応じ、次の各

号に掲げる額とする。

(1) 1年未満の場合 補助金の額の全額

(2) 1年以上2年未満の場合 補助金の額に3分の2を乗じて得た額

(3) 2年以上3年未満の場合 補助金の額に3分の1を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第12条 この要綱及び規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象期間
交付対象者が従業員の第二種免許取得に係る費用を負担する事業	入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料（仮免許、補習に要する経費を除く。） ※ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。	補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までにおける第二種免許の取得費用又は第二種免許を保持している者に対して支給する就職支度金に係るもので、当該会計年度に支出した経費に限る。
交付対象者が既に第二種免許を保持している者を新たに雇用する場合に、その雇用する従業員に対し、就職支度金を支給する事業	従業員の採用に係る就職支度金	

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象事業	交付対象者	補助金の上限額
交付対象者が従業員の第二種免許取得に係る費用を負担する事業	乗合バス事業者	対象となる従業員一人につき 40 万円
	タクシー事業者	対象となる従業員一人につき 20 万円
交付対象者が既に第二種免許を保持している者を新たに雇用する場合に、その雇用する従業員に対し、就職支度金を支給する事業	乗合バス事業者	対象となる従業員一人につき 40 万円
	タクシー事業者	対象となる従業員一人につき 20 万円